第３号議案

令和４年度（２０２２年度）

事 業 計 画 書

社会福祉法人京都障害者福祉センター

令和４年度(2022 年度)　事業計画　目次

Ｎｏ	事　　業　　所　　名	頁
１	法人本部	１
２	支援センター　らくなん・らくとう	５
３	洛南身体障害者福祉会館	６
４	洛南授産所	８
５	洛南デイサービスあすなろ	９
６	伏見デイサービスセンター	１０
７	伏見授産所	１１
８	生活サポートセンターとらい	１３
９	グループホームふしみ寮	１４
１０	放課後等デイサービスらいと	１５
１１	ふしみ学園	１６
１２	いたはし学園	１７
１３	山科身体障害者福祉会館	１９
１４	福祉有償運送事業・ラクシヨーネ	２１
１５	山科授産所	２２
１６	山科デイサービスセンター（ぶらんこ）	２４
１７	やましな学園	２５
１８	だいご学園	２９
１９	デイスポット楽	３１
２０	生活サポートセンターほっと	３２
２１	共同ホームあんど	３３
２２	放課後等デイサービスすてーじ	３５

令和４年度本部事務局の事業計画

Ⅰ　令和４年度資金収支予算

（１）事業活動収入

支援費収入は、利用者の増加や重度加算等により 1,379 百万円（令和３年度見込に比べ 35 百万円の増）を見込む。

補助金収入は、令和 3 年度に措置された新型コロナ関連の補助金（5 百万円）の減及び京都市重度障害者等支援施設補助金の単価引き下げ等により１５百万円（15 百万円の減）を見込む。

その他の収入は、指定管理施設委託料収入等のその他事業収入 169 百万円、就労支援事業収入 144 百万円，その他２５百万円の計 338百万円（５百万円）を見込む。

以上により、事業活動収入の合計は 1,732百万円（２４百万円の増）となる。

（２）事業活動支出

人件費は、定期昇給による増、内部登用を含む正職員採用等により 1,299 百万円（32 百万円の増）となる。

その他の支出は、事業費・事務費 259百万円、就労支援事業支出 144 百万円、その他 16 百万円の計 419 百万円（31 百万円の増）を見込む。

以上により、事業活動支出の合計は 1,718 百万円（63 百万円の増）となる。

（3）収支差額

事業活動収入 1,732 百万円から事業活動支出 1,718 百万円を差し引いた事業活動収支差額は 14 百万円の黒字（令和３年度見込の収支差額 53 百万円の黒字から 39 百万円減少）となる。

事業活動収支以外の施設整備等収支では、支出に借入金の返済等 47 百万円（13 百万円の減）を計上し、これを加えた当期資金収支差額は△33 百万円の不足となる。

このため、福祉及び就労積立金 40 百万円の取崩しを計上し、取崩し後の当期資金収支は 0.4 百万円の黒字、当期末支払資金残高は 868 百万円となる。

（単位 百万円）

区分			令和2年度 決算	令和3年度 見込 A	令和4年度 予算 B	増△減 B－A
事業活動	収入	支援費収入等	1,314	1,344	1,379	35
		補助金収入等	58	30	15	△15
		その他の事業収入	169	170	169	△1
		就労支援事業収入	124	138	144	6
		その他	45	26	25	△1
		計	1,710	1,708	1,732	24
	支出	人件費	1,215	1,267	1,299	32
		事業費・事務費	234	235	259	24
		就労支援事業支出	127	137	144	7
		その他	16	16	16	△0
		計	1,592	1,655	1,718	63
	収支差額		118	53	14	△39
施設整備等	収入		9	3	0	△3
	支出		56	60	47	△13
当期資金収支差額			71	△4	△33	△29
福祉・就労積立金	積立金支出		3	6	6	0
	取崩し収入		2	5	40	35
積立・取崩し後当期資金収支差額			71	△5	0.4	5
当期末支払資金残高			873	868	868	0

Ⅱ　法人の全体事業計画

1　新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症対策については，利用者・職員の安全確保と福祉サービスの維持を図るため，下記の取組を継続して実施する。

①現場における感染症予防対策の徹底（手指消毒，マスク着用，定期的な換気，密の回避，利用者送迎時の検温，来館者の体調チェックなど）
②管理職会議，医療職会議，職場会議，法人ニュース等による情報共有
③職員が安心して働けるように勤務制度を改正し運用
④新型コロナウイルス感染症対策の助成金の積極的な活用
⑤感染者（感染疑い者）が発生した場合，京都市と緊密な連絡調整に基づく適切な対応

また，国において令和３年４月から，３年間の経過措置期間を設けて，①感染症対策の強化（研修・訓練の実施など），②業務継続に向けた取組（業務継続計画（BCP）の策定など）が義務付けられることから，業務継続計画などの検討を進める。

2　国における社会福祉法人制度改革に伴う取組

平成 28 年３月 31 日に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律により、「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取組」をポイントに社会福祉法人制度の見直しが行われた。

この改正に伴い、これまで評議員会・理事会の再編、財務諸表・役員報酬基準の公表、地域における公益的な取組の推進などに取り組んできた。引き続き、社会福祉法人としてその非営利性・公益性にふさわしい経営組織の構築、組織・事業の透明性向上、地域における公益的な取組の充実、質の高い人材の確保・育成に積極的に取り組んでいく。

⑴ 経営組織のガバナンスの強化

ア 評議員会・理事会の開催

評議員会は、６月に前年度の決算を審議する定時評議員会を開催するほか、年度中に３回程度事業報告会を開催して、法人の事業運営に関する情報提供に努める。また、定款変更等の重要事項の審議の必要が生じた場合は、臨時に開催する。

理事会は概ね２カ月に１回程度開催し、適正な事業運営に努めていく。

イ 管理職会議による合意の形成

管理職会議を毎月開催し、理事長出席の下、本部長、センター長及び全管理職員が法人の事業内容や運営方法等について協議し、情報交換や連携を密にして全員合意の下に支援充実や運営効率化を図り、理事会での意思決定に反映させていく。

ウ 内部会計監査の実施

税理士法人及び本部事務局により、経理関係書類や現金残高の確認などの内部会計監査を実施し、適正な会計処理と法人ガバナンスの確立に向けた取組を進める。

⑵ 事業運営の透明性の向上

現況報告書・財務諸表・事業報告書・役員報酬基準・事業計画書を公表するとともに、毎月発行する法人ニュースやホームページ等により一層の情報公開や情報発信を行う。

⑶ 地域における公益的な取組

法人の基本理念において「地域の福祉拠点である各施設を社会資源として地域に開放し地域の人々と連携することによって、地域への貢献とサービスの充実・向上を図る。」ことを掲げて各施設で特色のある取組を進めており，引き続き取組の充実を図る。

3　長期ビジョンの実現に向けた中期経営計画の取組

法人では平成 24 年度に策定した中期経営計画（５年間 2012～2016 年度）に引き続き、平成 29 年度からは、新たに長期ビジョン（2026 年度）及び第２期中期経営計画（５年間 2017～2021 年度）を策定しており、これに基づく支援サービスの向上、経営改善、人材の確保・育成等に取り組むとともに，令和３年５月に管理職により設置された３つのプロジェク

トチーム（人材育成，新規事業，経営）の検討状況も踏まえながら，第３期中期経営計画（5年間 2022～2026）の策定を進める。

⑴ 施設整備の推進

ア 利用者ニーズに応えるための施設の整備等

各施設においては、利用者数の増加に伴って活動室が手狭になっており、従前から賃貸物件を借りるなどして対処してきたが、センターから離れている等の不便さなどが大きな課題となっていたため、平成 24 年度からは各センター近隣に順次土地を取得し、次のとおり施設拡張や新設を進めてきた。

① 伏見区総合庁舎新築に伴い１階に喫茶カフェ「コパン」をオープン（いたはし学園運営） H23.1 オープン
② 京都いたはし学園菓子工房 H24.6.9 新築
③ 生活サポートセンター「とらい」、ケアホームふしみ寮、H26.3.28 新築（その後定員４名を現在 10 名に拡大）
④ 京都市ふしみ学園分室「あおぞら」「ひまわり」 H26.3.28 新築
⑤ 放課後等デイサービス「らいと」H26.5 新設（定員 10 名）
⑥ 洛南障害者デイサービスセンター「あすなろ」 H27.10 新設（生活介護事業・定員 20 名）
⑦ 東野障害者福祉センター H29.4 新設
（生活介護事業・デイスポット「楽」（定員 20 名)、放課後等デイサービス「すてーじ」（定員 10 名）、及び共同ホーム「あんど」（つかもり荘を統合して定員を８名に増員）、空床型短期入所（定員２名）併設
⑧ 京都市だいご学園の分園「ふらっと」を東隣に新築 H30.5 新築

イ 施設整備の推進

（ア）課題

① いたはし学園
借家で狭隘なため、新たな場所への新築移転
② 伏見デイサービス及び伏見授産所
利用希望者が多いが狭隘なため今以上の受け入れが困難な状況で、近くに分園を開設
③ グループホーム
利用者や親の高齢化が進み利用希望が多いため、伏見センターの近くに新たな場所を確保して拡張

（イ）対応

これら施設の移転・新設のための土地・物件の情報収集を行うともに、財政状況も勘案しながら施設整備の検討を進める。

また、既存の施設について、計画的な施設・設備管理を行い、機能等の保全及び経費の節減を図っていく。

⑵ 「働きやすい職場づくり」に向けた取組

社会福祉法人にとって、２０４０年問題といわれる「少子高齢・人口減少社会」を展望した経営はその責務であり、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備や、ワークライフバランスの実現など「働きやすい職場づくり」に向けた取組を進める。

ア 福祉・介護職員の処遇改善

職員の処遇改善については，これまでから報酬加算制度を活用し，平成 29 年度から「処遇改善一時金」（令和２年度からパートタイマー職員は時給額引上げに見直し），令和元年10 月から「特定処遇改善一時金」を支給し積極的に処遇改善を図ってきた。

令和４年２月に新たに特例交付金による処遇改善制度が創設されたことから，この制度を活用し，令和４年４月から９月まで処遇改善手当（パートタイマー職員は相当額を時給額引上げにより支給）を新設する。令和４年 10 月以降については，国制度の検討状況を踏まえ対応を検討する。

イ ワークライフバランスの推進と女性活躍に向けた取組

平成 28 年度に「ワーク・ライフ・バランス支援ハンドブック」を作成し、全職員に配布して制度の利用について周知を図っている。令和４年４月及び 10 月に育児・介護休業法が改正施行されるため所要の規程改正を行うなど，引き続き職員ニーズに対応した制度となるように見直しを進め、仕事と家庭が両立可能な職場環境づくりに取り組む。

また、令和2年６月に改正施行された「女性活躍推進法」に基づき、事業主行動計画を策定しており、平均勤続年数の延伸や女性管理職割合の引き上げに向けた取組を進める。

ウ パワハラ・セクハラ等のハラスメントのない職場風土づくり

令和２年６月の「パワハラ防止法」の施行にあわせ、管理職対象のパワハラ研修を実施しており、上司・部下・同僚など職員同士の連携と情報の共有が図られ、自由な論議ができる風通しの良い職場風土づくりに取り組む。また、支援内容についても、職員間の論議を活発にし，利用者目線に立った支援のあり方を職員が自発的に考え，取り組める気風を養成する。

⑶ 質の高い人材の確保・育成

ア 職員の育成のための人事評価制度の活用と充実

新人事評価制度は、平成２９年７月から管理職員を対象に、（株）あしたのチームの運用支援を受けながら試行し、３０年４月から主任･副主任まで拡大試行した。令和元年度からは、評価期間等一部運用を見直すとともに、上期の評価結果に基づき新たに評価結果に応じた「評価一時金」の支給を試行実施した。

令和２年度からは１級職員に拡大試行する予定であったが，令和２年度は新型コロナウイルスの感染拡大のため延期，また令和３年度も，新型コロナウイルスの感染拡大で研修の実施が困難な状況が継続していること，また評価項目・内容等の見直しの意見もあることから一時休止した。１級職員への拡大も含めて，制度を再開できるよう引き続き検討を進める。

イ　職員研修の充実

令和４年度も引き続き、管理職研修、主任・副主任研修、新人職員研修など職階に応じたスキルの獲得を目指す研修や法人内施設実習研修を実施し、職員育成を図っていく。

ウ　各施設職員（常勤職員）配置の充実

内部登用制度により，意欲と能力のある職員を積極的に活用する。

区分	R4.4.1	R3.4.1	増△減	内　　訳
正職	145 名	147 名	△2 名	新卒採用２名 退職△5 名 嘱託から登用１名
嘱託	23 名	23 名	０名	外部採用４名 退職△3 名 パートへ変更△2 名 正職へ登用△1 名 時短から登用２名
合計	168 名	170 名	△2 名	

⑷　自然災害への対応

近年多発する大雨・台風や地震に対応するため、令和元年４月に「法人災害対策マニュアル」を策定した。このマニュアルに基づき、ＳＮＳで情報を共有して、利用者・職員の安全確保を最優先に対応を行っていくとともに、各施設においてマニュアルに基づく災害訓練・避難訓練の実施、発電機の配備や災害備蓄品の調達を進めていく。

令和４年度　施設別の事業計画（案）

02－1　京都市中部障害者地域生活支援センター「らくなん」

（京都市委託相談支援事業、指定特定相談支援事業／指定一般相談支援事業／指定障害児相談支援事業）

02―2　京都市東部障害者地域生活支援センター「らくとう」

（京都市委託相談支援事業／基幹型相談支援事業、指定特定相談支援事業／指定一般相談支援事業／指定障害児相談支援事業）

１事業目標

京都市内に居住する障がいのある人に対し、ライフステージに応じて、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談、生活相談及び各種情報の提供等を総合的に行い、障がいのある人やその家族の地域における生活を支援し、もって障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

２令和４年度重点項目

・支援センター「らくなん」…個別ケースにおいて高齢の親や小さい子どもがいる世帯など、家族全体にアプローチが必要なケースが増えている。コロナ禍での課題も併せ、今年度も南区でのネットワーク構築を推進していく。連携・協力の上、乗り越える事ができる関係性構築を目指す。

・支援センター「らくとう」…制度の狭間にいても、支援に繋がるようなセーフティーネット作りを進めるとともに、コロナ禍において、地域で奮闘する事業所へのサポート体制作りも進めていく。具体的には、地域協議会と連携して、「相談・発信できる場作り」「地域でできる取り組み案作りとその実行」「京都市へ提案としてあげる」などを実施していく。また、基幹型相談支援センターの取り組みとしては、主任相談支援専門員の地域での活動の場を作り、指定特定相談支援事業所のネットワーク作りをさらに進める。

３職員体制

支援センター「らくなん」		支援センター「らくとう」	
・所長	１名（兼務）	・所長	１名（兼務）
・相談員	４名（常勤）	・相談員	５名（常勤）

４開所日及び開所時間

月～金　　１１：００～１９：００　　（休所日　土日祝日及び 12/29～1/3）

・地域定着支援は、電話等により２４時間連絡が可能な対応をとる。

５利用対象者

（１）在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児及びその家族、支援者とする。

（２）施設に入所している障がい者（児）であって地域生活を希望する者及びその家族、支援者とする。

（３）精神科病院に入院している精神障がい者及びその家族、支援者とする。

６利用者定員　なし

７サービス内容

（1）相談　（2）情報提供　（3）福祉サービス利用援助　（4）居宅支援の利用に係るケアプランの作成

（5）居住サポート事業　（6）地域支援ネットワーク会議の開催

（7）京都市障害者地域自立支援協議会の事務局運営　（8）居宅介護等事業者研修会の開催（9）専門機関の紹介

８実習生及びボランティア受入、地域公益活動

・障がいのある子どもたちの余暇支援及び保護者同士の交流を目的に「あそびの広場」の実施。

・NPO法人「音の風」、東山区社会福祉協議会、東山青少年活動センターと協力して、地域住民に障害についての理解を深めるきっかけとして「スマイルミュージックフェスティバル」の実施。

・地域住民を対象に「知的障害者対象ボランティア講座」の実施。

03-2　京都市洛南身体障害者福祉会館

（多機能型　事業生活介護事業・就労継続支援Ｂ型事業）

１．事業目標

法人の理念に則り、障がいのある人とその家族が地域の中で主体性と尊厳を保ち、地域生活が安定的に図れるよう支援を行う。多機能型事業で行う各種サービスの提供により、利用者の自己実現や生活の質の向上に貢献を図る。

２．令和４年度重点項目

多機能型事業で行っているプログラムの益々の充実（生活訓練、ＳＳＴ等）を図りつつ、会館事業で実施している教室などの参加機会も提供し、ご利用者が１日のプログラムをオーダーメイドで組む事の出来る施設を目指したい。

また、ご利用者が主体的になって活動頂けるプログラム作りを検討し、それぞれで考え、解決をしていく方法を身に付けて頂けるようにする。

３．職員体制

【生活介護事業】 管理者１名（兼務） サービス管理責任者１名（兼務） 生活支援員１１名（専従及び兼務）	【生活介護事業】 管理者１名（兼務） サービス管理責任者１名（兼務） 生活支援員１１名（専従及び兼務）
看護職員（非常勤）１名　　医師（嘱託）１名　　栄養士（業務委託）１名	

４．開所日及び開所時間

開 所 日：月曜日、水曜日から土曜日
国民の祝日及び休日、１２月２９日から１月３日までを除く。
ただし、臨時開所日を設ける場合あり。

開所時間：午前８時３０分から午後５時１５分
サービス提供時間：午前９時００分から午後４時００分

５．利用対象者

【生活介護事業】障害者総合支援法による障害支援区分３以上の方、但し年齢が５０歳以上は障害支援区分２以上の方で、指定生活介護事業利用の支給決定を受けた方。

【就労継続支援Ｂ型事業】就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持を期待されている方。

６．利用者定員

【生活介護事業】１０名　　【就労継続支援Ｂ型事業】１０名

７．サービス内容

1. 身体介助　2. 創作活動　3. 生産活動　4. 運動プログラム・スポーツ活動　5. レクリエーション活動
6. 健康管理　7. 入浴サービス　8プログラム別活動　9. 相談支援　10. 送迎サービス、　11. 給食サービス、
12. 個別支援計画書の作成　13. ソーシャルスキルトレーニング（SST）　14. 就労継続支援　15. 就労移行支援

８．実習生及びボランティア受入・地域公益事業の実施

１．大学の相談援助実習の学生受け入れと有資格者による実習指導
２．学校他、各機関の介護等体験実習の受け入れ
３．支援学校学生の進路実習の受け入れ
４．日常の活動、レクリエーション等へのボランティア受け入れ
５．学校や関係機関の見学の受け入れ
６．安心サポート事業所への登録と見守り
７．地域福祉施設・関係機関との防災合同避難訓練、連絡会議
８．地域住民向け講習会等は、会館事業として開催

03-1　京都市洛南身体障害者福祉会館
（身体障害者福祉センター　B 型）

1．事業目標
法人の理念に則り、地域で生活する障がいのある人の憩いと交流の場となるよう運営すると共に、生活の質の向上を図ることを目的に事業を実施する。

2．令和４年度重点項目
地域福祉の拠点として社会参加と交流の機会を提供し、障がいのある人の憩いの場となるよう運営していくと共に、地域の福祉的な課題に積極的に取り組み、社会福祉法に掲げられている『地域公益活動の推進』を実践していく。

3．職員配置・勤務時間等
館長(兼務)　1名、会館担当職員　3名、時短介護職員(兼務)　1名、時短契約職員　1名、時短会館職員　3名

4．開所日・時間・休館日
開 所 日：水曜日～月曜日
開館時間：午後１時～午後９時
休 館 日：火曜日。１月１日～３日まで、及び１２月２９日～３１日

5．利用対象者
身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者
身体障害者の福祉に関する事業の関係者

6．会館事業（サービス内容）
ロビー利用、貸室、車椅子の貸出、パソコンの利用、定期講習会、スポーツ教室、単発講習会、IT 事業（パソコン教室）、京都市入浴サービス事業、京都市重度身体障害者移動支援事業

7．実習生及びボランティア受入・地域公益事業の実施
１．行事・講習会の運営にボランティアの受け入れと保険加入
２．地域町内会の集会に対しての会議室の貸出（随時）
３．地域町内会の地蔵盆等の行事への協力と部屋の貸出（８月）
４．安心サポート事業所への登録と見守り
５．福祉避難所の指定
６．区社協及び関係諸団体への役員就任と会議への参加
７．学校や関係機関の見学の受け入れ
８・地域福祉施設・関係機関との合同行事（ふれあい夏祭り等）の開催
９．地域住民向け公演・講習会等の開催

04　京都市洛南障害者授産所（就労継続支援Ｂ型事業）

１事業目標

１）利用者の尊厳を守り人格を尊重し、その地域生活を支援するために、自立性を重視しつつ必要な支援を提供していく。
２）就労の場としての施設づくりを行うとともに、一般就労が可能な利用者への就労促進に取り組む。
３）授産事業の売上及び工賃の増額を目指すとともに、適正な工賃の在り方を考える。
４）良質のサービスを提供するために職員の資質向上に取り組む。そのため必要な研修について、目的を明確にして計画的に実施する。
５）開かれた施設づくりを行うために、施設利用についてのアンケート実施や利用者会議を開催し、利用者からの意見を積極的に傾聴し取り入れていく。

２令和４年度重点項目

・南区周辺の企業等と付加価値の高い授産事業を構築していけるよう、積極的に働きかける。

３職員配置

所長	サービス管理責任者	職業指導員	生活支援員	目標工賃達成指導員	管理栄養士	調理員
１（兼）	１	５	７	１	１	２

４開所日及び開所時間

開所日：月曜日～金曜日　　午前８時３０分～午後５時１５分
※但し、臨時開所日を設けることがある。
休所日：原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日。12月29日～1月３日

５利用対象者

原則として障害者総合支援法の支給決定を受けている主に身体障害者

６利用者定員

２０名

７サービス内容

１）個人別支援　２）就労支援（印刷事業部門　受託事業部門、請負事業部門）３）行　事
４）給　食、５）環境衛生、６）日常生活支援、７）工賃の支払い

８実習生及びボランティア受入、地域公益活動

・将来の現場スタッフ養成と障害者福祉の裾野を広げていくために、本年度も教育関係機関等からの要請があれば実習生の受け入れを積極的に行う。
・京都市社会福祉協議会「チャレンジ就労体験」の受け入れを行う。
・将来の利用者確保に向けて、各総合支援学校及び福祉事務所との連携を図り、利用者見学及び実習の受け入れを行う。
・地域に開かれた施設をめざし、地域住民との交流を図るため、ボランティアの受け入れを行う。

05　洛南障害者デイサービスセンター「あすなろ」（生活介護事業）

１事業目標

法人の理念に則り、障がいのある人とその家族が地域の中で主体性と尊厳を保ち、地域生活が安定的に図れるよう支援を行う。生活介護事業で行う各種サービスの提供により、利用者の自己実現や生活の質の向上に貢献を図る。

２令和４年度重点項目

- 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、また速やかな情報提供と相談支援を行い、安心して過ごして頂ける環境を整えます。
- 身体のケアやリラクゼーション、運動、創作、作業等、利用者個々の障がい特性やニーズに応じたプログラムを提供し、その内容を充実させていきます。
- 災害に備え、「あすなろ」にとっての必要物資の選定を行い非常時に備えます。
- 職員どうしの連携を密にし、利用者一人一人のニーズの充足に努めます。
- 地域に根付く事業所「あすなろ」としての役割について考える時間を設け、地域公益活動に取り組んでいきます。

３職員体制

職員体制：管理者　　１名　　サービス管理責任者　１名
生活支援員（常勤）　８名（うち２名兼務）　　生活支援員（非常勤）　７名
看護職員（非常勤）　２名　　医師（嘱託）　１名

４開所日及び開所時間

開 所 日：月曜日から金曜日（国民の祝日及び休日、１２月２９日から１月３日までを除く）
開所時間：午前８時３０分から午後５時１５分
サービス提供時間：午前１０時００分から午後４時００分

５利用対象者

障害者総合支援法による障害支援区分３以上の方、但し年齢が５０歳以上の方は、障害支援区分２以上で、指定生活介護事業利用の支給決定を受けた方。＊主たる対象者は身体障害者

６利用定員

２０名

７サービス内容

1．身体介助、2．創作活動、3．生産活動、4．運動プログラム・スポーツ活動・作業プログラム、5．レクリエーション活動、6．相談支援、7．健康管理、8．送迎サービス、9．入浴サービス、10．給食サービス、11．個別支援計画書の作成、12．プログラム別活動、13．リラクゼーション活動
※新型コロナウイルス感染防止の観点より、中止や内容を変更する場合があります。

８実習生及びボランティア受入、地域公益活動

１．学校他、各機関の介護等体験実習の受け入れ
２．支援学校学生の進路実習の受け入れ
３．日常の活動、レクリエーション等へのボランティア受け入れ、会議の開催
４．学校や関係機関の見学の受け入れ
５．地域福祉施設・関係機関との連絡会議

06 京都市伏見障害者デイサービスセンター（生活介護事業）

１事業目標

利用者の人権を尊重し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の理念に基づいて地域に在住する障がいのある方に対し、通所による日中介護や、必要に応じた相談、個別の支援サービス等を提供することで、その自立と地域生活の継続を支援し、その生活の質の充実・向上をはかることを目的とする。

２令和４年度重点項目

- ニーズの多様化と活動の拡充、特化した取組み等の必要性からも分室の新設を引き続き中長期的に考えていく。
- 利用者本人のストレングス覚知をし、地域でその人らしく暮らすためのスキル習得の場、活用につながるプログラム提供を実践する。支援者は正しい評価に基づいた支援の在り方を習得し、あらゆる場面での支援に対応できるようスキル向上、人材育成を図る。

３職員体制

職　　種	常　勤	非常勤	備　考
管理者		１名	兼務
サービス管理責任者	１名		
生活支援員	６名	１４名	２名 相談支援事業兼務 常勤換算　11.7 名
看護師	１名	２名	常勤換算　　1.6 名
医師		１名	嘱託

４開所日及び開所時間

月～金　　8:30～17:15　　（休所日　土日祝日及び 12/29～1/3）

５利用対象者

事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- 身体・知的・精神障がい者並びに難病等（18 歳未満の者を除く）
- 障害程度区分３（ただし、50 歳以上の者にあっては区分２）以上に該当するもの

６利用者定員

１日 あたり２０名

７サービス内容

(1) 学 習 (2) 音 楽 (3) 運 動 (4) 創 作 (5) 健 康 (6) 行 事 (7) 外 出 (8) 送 迎
(9) 給 食 (10) 介 護 (11) 入 浴 (12) 相 談 (13) SST

８実習生及びボランティア受入、地域公益活動

（１） 実習生やボランティア、見学者を積極的に受け入れる。
（２） 地域における障がい者の理解等、生活介護事業の理解、広報啓発活動や、施設行事等への参加の促しとともに住民の交流の場を設置する。地域住民を対象とした発達障がい、高次脳機能障がい、精神障がい等の相談会や学習会
（３） 地域の社会ニーズに照準させた地域講座を開催し、ネットワーク構築の場としても提供
（４） 地域の学校等に出向いて、車椅子体験講座を開催している。
（５） 地域の学校等の施設見学を開催している。
（６） 音楽ライブ、健康講座やカフェ等を開催し広報啓発、ネットワーク構築の場として提供。

07-1 京都市伏見障害者授産所（多機能型生活介護事業）

１事業目標

１）安定した施設経営により、継続的に利用者へのサービスを提供する。
２）継続的な職員のスキルアップによる利用者へのサービスの向上。
３）創作活動・生産活動を通して生きがい・やりがいを感じる場を提供する。
４）日中活動環境・設備の整備・充実、防災体制確立による安全確保。
５）個別プログラムの提供による自立促進・生活改善・身体機能維持の支援を行う。
６）専門機関との連携により円滑に生活できるよう支援する。
７）余暇活動の充実を図る。

２令和４年度重点項目

１）利用者の方が安定・継続して通所して頂くための支援の充実・新規利用者の確保
（利用率１２０％を目指す）
２）コロナの感染予防対策に万全を期し、余暇活動も充実させていく。
３）創作活動において、生産活動に結び付く商品開発を目指して行く。
４）コロナ禍においても利用者の方に満足して頂ける活動・プログラムを検討していく。
５）分室を利用してのＳＳＴの拡充（利用者ごとにテーマを変えて複数回実施）。

３職員体制

管理者	ｻｰﾋﾞｽ管理責任者	生活支援員	看護職員	嘱託医
１名（兼務）	１名（兼務）	６名（常勤 4.8 人）	１名（兼務）	１名（兼務）

４開所日及び開所時間

月～金　　8:30～17:15　　（休所日　土日祝日及び 12/29～1/3）

５利用対象者

障害程度区分が３以上、50 歳以上の方においては２以上の方で法により市町村から支給決定を受けた 18 歳以上の障がい者の方。

６利用者定員

６名（通所）

７サービス内容

・受託作業等・下請作業（紙器加工・その他の簡易作業）自主製品の製作・販売・データ入力
・工賃規定に基づき支給する。（毎月１回の支給、手当の支給）
１）個別支援計画
２）作業支援
３）生活支援
４）プログラム

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

1）関係機関や他の社会資源と連絡をとり連携して支援を行う。
2）地域や大学等との連携。
3）作業等ボランティアの活用や専門的な臨時職員の効果的な雇用。
4）地域公益活動としてボランティアの積極的な登用
5）地域の学校等に出向き、車イス体験講座を開催
6）地域の小学校の施設見学の受け入れ

07-2 京都市伏見障害者授産所（多機能型就労継続支援Ｂ型事業）

１事業目標

１）安定した施設経営により、継続的に利用者へサービスを提供する。
２）職員のスキルアップによる利用者へのサービスの向上。
３）売上げ維持を図り、工賃を維持出来るよう努める。
４）作業分野の拡張と新規開拓を模索し営業活動を行っていく
５）作業環境の整備、作業設備の充実、防災体制確立による安全確保。
６）作業意欲を高め作業能力と技術の向上を図る。
７）地域の中において授産所としての活動を行なう。
８）生産活動に加え余暇活動も充実させていく

２令和４年度重点項目

１）新卒利用者２名の利用開始による利用率の向上。（目標 120%）
２）コロナ禍の状況を踏まえ、引き続き WEB 研修なども活用し職員のスキルアップを図る
３）世の中の流れを分析しながら、授産所の強みを理解しそれを生かした業務を開拓していく
４）コロナ禍においても作業を確保し、例年と同じ売り上げを維持できるよう営業を行う。
５）コロナ禍でも売れる商品の開発と販売経路の確保を目指して行く
６）コロナ禍においても活動可能な地域公益活動の取り組みを探って行く。
７）コロナの感染予防対策に万全を期し、余暇活動も充実させていく。

３職員体制

管理者	ｻｰﾋﾞｽ管理責任者	生活支援員及び職業指導員	目標工賃達成指導員
１名（兼務）	１名（兼務）	２名（常勤2.3 人）	１名（常勤換算１人）

４開所日及び開所時間

月～金　　8:30～17:15　　（休所日　土日祝日及び 12/29～1/3）

５利用対象者

法により市町村から支給決定を受けた 18 歳以上の障がい者の方。

６利用者定員

１４名（通所）

７サービス内容

・印　刷　事　業・パソコンによる版下作成、オンデマンド・オフセット印刷、製本加工
・清　掃　事　業・清掃作業（館内清掃・ワックス掛け等）
・そ　　の　　他・下請作業（紙袋加工・その他簡易作業）自主製品の製作・販売、データ入力
工賃：　工賃規定に基づき支給する（・毎月１回の支給・手当の支給）
１）個別支援計画作成
２）就労支援
３）生活支援

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

１）関係機関や他の社会資源と連絡をとり連携して支援を行う。
２）地域や大学等との連携。
３）作業等ボランティアの活用や専門的な臨時職員の効果的な雇用。
４）地域公益活動としてボランティアの積極的な登用
５）地域の学校等に出向き、車イス体験講座を開催
６）地域の小学校の施設見学の受け入れ

08 生活サポートセンター「とらい」

（居宅介護事業・重度訪問介護事業・行動援護事業・同行援護事業・移動支援事業）

１事業目標

利用者の人権を尊重し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」（以下「法」という。）の理念に基づいて、地域に在住する障がいのある方に対し、安心して日常の生活を続けていけるために必要な身体介護、家事援助等の居宅介護サービス及び移動支援を提供することで、その自立と地域生活の継続を支援し、その生活の質の充実・向上をはかることを目的とする。

２令和４年度重点項目

土曜日に比べ、日曜日の支援体制が整っておらず、日曜日の支援のご依頼があっても断らざるを得ないことが多い。現状では、支援件数・支援時間ともに日曜日は土曜日の半分以下である。

日曜日もより多くの支援を行える職員体制を整え、利用のご依頼を断ることなく、障がいのある方たちが、地域で安心して生活を続けていける支援を行っていきたい。

上記について、５年以内に実施できるように運営体制の整備を目指したい。

３職員体制※令和４年２月現在

＊所長（管理者）	１名（兼　務）
＊コーディネーター	１名（兼　務）
＊サービス提供責任者	３名（兼　務：常勤換算　２．３名）
＊指導員（常勤ヘルパー）	４名（兼　務）
＊ヘルパー（登録・時短）	１８名

４開所日及び開所時間

＊開所日	月曜日～土曜日 （国民の祝日及び 12 月 29 日～翌年１月３日までを除く）
＊開所時間	午前 10 時～午後６時 30 分
＊サービス提供日	年中無休
＊サービス提供時間	午前７時～午後 10 時まで。

５利用対象者

居宅介護事業等や移動支援事業の支給決定を受けた、身体障がい者・知的障がい者及び精神障がい者（18 歳未満の障がい児を含む）及び難病等対象者。

６利用者定員

サービス提供責任者一人に対し、利用者４０名まで登録

７サービス内容

①居宅介護等事業（・居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助）、・重度訪問介護、・行動援護、・同行援護）
②京都市地域生活支援事業（移動支援事業）
③京都市重度障害者入院時コミュニケーション支援員派遣事業
④福祉有償運送（京都ラクシヨーネ伏見）

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

＊利用者の地域生活支援の充実のため、他機関（利用者の通所先、福祉事務所、相談支援事業所、支援センター、医療機関など）との連携をより強固なものにし、地域の安心ネットワーク作りに努める。
＊実習・ボランティアの希望者があれば、積極的に受け入れ、福祉分野での人材の育成に寄与する。

09 グループホーム「ふしみ寮」（共同生活援助・介護サービス包括型）

１事業目標

利用者の人権を尊重し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」（以下「法」という。）の理念に基づいて、地域に在住する障がいのある方に対し、共同生活住居において、夜間も含めた日常生活の援助や、必要に応じた相談、個別の支援サービスを提供することで、その自立と地域生活の継続を支援し、その生活の質の充実・向上をはかることを目的とする

２令和４年度重点項目

現在は、男性を対象としたグループホームのみを運営している。グループホーム入居を希望している女性を支援するため、女性を対象としたグループホームの開設を目指す。

また、現在運営しているグループホームの営業日が月曜日から金曜日となっているが、ご家族の高齢化により、帰宅時の負担が重くなっているご家庭がある。一部のグループホームの営業日を１年 365 日とし、ご家族の負担軽減を図りたい。

上記２点について、５年以内に実施できるように運営体制の整備を目指したい。

３職員体制

職　種	常勤	非常勤	常勤換算
１．所長		１名（兼務）	０．１名
２．副所長		１名（兼務）	０．２名
３．管理者兼サービス管理責任者		１名（兼務）	０．３名
４．世話人		１５名（兼務）	１．９名
５．生活支援員		１６名（兼務）	２．３名

４開所日及び開所時間

＊開所日　　月曜日から金曜日までとする。
　　※サテライト型は、土曜日・日曜日を終日開所とする。
＊開所時間　午後4時から翌午前9時までとする。
＊休所日　　土曜日9時以降、日曜日　12月29日から1月3日まで　※サテライト型は、休所日を設けない。

５利用対象者

障害支援区分に関係なく、共同生活援助の支給決定を受けた、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者（１８歳未満の者を除く）及び難病対象者。

６利用者定員

男性１０人　＊桝形町４人　＊清水町１人（サテライト型）　＊鍛冶屋町５人（1 室体験利用）

７サービス内容

① 利用者に対する相談
② 食事の提供
③ 健康管理、服薬の管理、金銭管理の援助
④ 余暇活動の支援
⑤ 通所施設等との連絡調整
⑥ 財産管理等の日常生活に必要な援助
⑦ 入浴、排泄、食事等の介助
⑧ 緊急時の対応

10 放課後等デイサービス「らいと」（放課後等デイサービス）

1 事業目標

利用者の人権を尊重し、「児童福祉法」の理念に基づいて、学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等に充実して過ごせる場とする。

2 令和４年度重点項目

社会福祉法人の運営する放課後等デイサービスとして地域の同業者間と連携し、放課後等デイサービス事業の役割や存在意義について深められる様、地域の放課後等デイサービスでの中核的な役割を目指す。

生活能力向上のための支援等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進するとともに、設備や職員体制の整備を強化し、地域の要望として高い医ケア児、重度心身障がい児の受け入れを行う。

3 職員体制

職　種	常勤	非常勤	常勤換算
１．所長（管理者）		１人（兼務）	０．３人
２．児童発達支援管理責任者	１人（専従）		１．０人
３．児童指導員・保育士 理学療法士・看護師 障害福祉サービス経験者	３人（専従）	２人（専従） ３人（兼務）	４．５人

4 開所日及び開所時間

月曜日から土曜日まで　　（日曜、祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く）

開所時間は、平日　14:00 から 17:00、土曜日など学校休業日　11:00 から 17:00 とする。

5 利用対象者

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい及び難病等対象者（発達障害児を含む）、医療的ケア児、重度心身障害児）のある児童で、放課後等デイサービスの支給決定を受けている者。

6 利用者定員

１日あたり　１０名

7 サービス内容

① 放課後等デイサービス計画の作成　② 日常生活訓練・学習
③ 創作的活動　④ 相談
⑤ 介護方法などの相談・助言　⑥ 健康指導
⑦ 送迎サービス

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

＊利用者の地域生活支援の充実のため、他機関（利用者の通学先、福祉事務所、相談支援事業所、支援センター、医療機関など）との連携をより強固なものにし、地域の安心ネットワーク作りに努める。

＊実習生や見学者を積極的に受け入れる。

＊ボランティアを積極的に受け入れ、地域の人や学生等との交流を深め、ボランティアの育成や啓発・広報活動の場として活用し、また福祉分野での人材育成の場としても活用していく。

11 京都市ふしみ学園（生活介護事業）

1 事業目標

利用者の障害の特性に配慮した環境を整備し、一人ひとりのニーズに沿った働き・活動を保障する。

2 令和４年度重点項目

①「働き」「役割」を通した自己肯定感の向上、②「多様な経験」を通した主体的な生活への支援、③「健康の維持」を狙いとする運動プログラムの積極的な導入。

上記３点を実現するプログラム実施と成果のモニタリング実施を重点項目とする。

3 職員体制

園　長	サービス管理責任者	支援員	嘱託医	栄養士	看護士	合計
１名 （兼）	２名 （兼）	２７名	１名 （兼）	１名 （委託）	１名 （兼）	３３名

4 開所日及び開所時間

月曜日から金曜日まで　９：００～１６：００（土曜、日曜、祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

5 利用対象者

主に知的に障害がある方

6 利用者定員

定　員　　５５名（通所）

7 サービス内容

①日中活動

○　利用者相互の話し合いの機会（仲間の会）を定期的に開催し、利用者主体の活動を促す機会や意思決定・自己選択場面において成功体験が積める機会を多く設ける。

○　健康や体力の維持向上を目的として、機能訓練の他にもヨガやリズム体操等、各種の運動プログラムや外出プログラムなど体を動かす機会を積極的に取り入れる。

○　安全・快適な活動環境を提供するために整理整頓を推進する。また利用者個々の特性に応じた構造化を図り、安定して過ごせる環境作りに取り組む。

②工賃の支給、③送迎、④余暇活動の充実、⑤給食提供、⑥機能訓練、⑦入浴・洗濯・通院等

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

① 地域の障がい児・者（近隣教育機関等）の実習・見学を受け入れる。

② 教員免許取得のための「介護等体験」を受け入れ、福祉教育の向上に貢献するとともに、大学や専門学校の福祉課程・保育課程の実習生を受け入れ、将来の福祉スタッフの養成に協力する。

③ ボランティアを募集し、作業や行事、その他の活動を通じて、障がい者への理解を深め、利用者のよきパートナーとして活動する機会を提供する。

④ 京都市社会福祉協議会より依頼があった「チャレンジ体験事業」を受け入れ、日中活動の場を提供し、社会参加へのリハビリに協力する。

⑤ 分室「ひだまり」での講習会を企画開催し、地域住民との共生を図ると共に、レンタルスペースとして活用してもらうことで、地域住民に憩いの場を提供する。

⑥ 伏見総合センター「ふれあいまつり」を再開催し、地域福祉の拠点として住民と交流し楽しめる機会を提供する。

⑦ 法人の「地域貢献事業」を活用し、地域住民と交流すると共に、地域に貢献できる取り組みを行う。

⑧ 地域の安心・安全サポート事業所として地域の防犯・交通安全の一翼を担う。

⑨ 伏見区社会福祉協議会や自立支援協議会等地域諸団体の活動に参画し、地域住民の要請にこたえる体制を整備する。

12-1 京都いたはし学園（多機能型就労移行支援事業）

1 事業目標

・法人の基本理念に基づき、就労を希望する障がい者に対し、当事業所内や企業での作業や実習等を通して、一般就労に必要な知識・技能及び体力を養い、適性に合った職場に就労し定着を図ることを目的とした訓練・指導等を行う。
・就労継続Ｂ型を利用希望する障がい者に対して、2次アセスメントの実施を積極的に行う。

2 令和４年度重点項目

・地域に根付いた就労支援の拠点として事業を継続するため、各関係機関と連携し、利用者の積極的な受け入れを行う。
・定員を大きく超えた利用者が在籍していることから、就労支援に力を入れ一人でも多くの方の一般就労を叶えていく。
・施設のキャパシティーにより利用者の受け入れが限界に達しているため、施設の移転を目指し、関係各所に情報提供を募り、より一層候補地の選定に努める。
・新型コロナウィルスの感染予防に継続して取り組み、クラスターが発生しない施設運営を行う。

3 職員体制

職　種	管理者	サービス管理責任者	就労支援員	職業指導員	生活支援員	嘱託医
就労移行	１（兼任）	１（兼任）	１	２（兼任１）	２	１（兼任）

4 開所日及び開所時間

月曜日～土曜日　午前９時００分～午後４時００分　臨時営業日を設けることがある。
休所日：日曜日及び祝日、年末年始（12/29～1/3）

5 利用対象者

主に知的に障がいがある方

6 利用者定員

６名

7 サービス内容

① 作業訓練：Ｂ型事業への作業実践訓練
② 就労準備：座学（就労意欲の喚起・面接技法・履歴書作成・マナー・各種研修参加等）職場見学・実習（各種企業・工場・店舗・施設等）職務評価（能力・適性・体力等）求職活動（ハローワークへの相談、就業・生活支援センターへの登録・相談、はあとふるジョブカフェへの登録・相談等）
③ 職場定着支援（６ヵ月間）：ＯＢ会の開催　職場訪問、その他相談（電話・メール相談）
④ 工賃の支給：工賃規定に基づき支給する。（上記①②の活動に対して）
⑤ 給食の提供
⑥ 機能訓練：毎月数回、法人所属の柔道整復師による巡回指導を受け、健康維持や姿勢改善に努める。
⑦ 土曜（祝日）プログラムの実施

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

（１）大学や専門学校実習生及びボランティアの受け入れ
（２）各課関係機関からの見学や実習の受け入れ
（３）自立支援協議会や社会就労センター等、関係団体への役員派遣
（４）子ども食堂でのお菓子作り教室の開催等

12-2 京都いたはし学園（多機能型就労継続支援Ｂ型事業）

１事業目標

・法人の基本理念に基づき、自立するために知識・技能及び体力を向上し、能力を発揮することを目的とした訓練・指導等を行う。その為に有効な授産活動を促進し、地域に求められる事業展開を行う。
・適切な人員配置を見極め、収支のバランスを考えた販路や取引先へと絞っていく。また、利用者確保に努め、健全な事業運営を図る。

２令和４年度重点項目

・利用者増に伴う新たな作業の確保や、現作業の工程を見直し、利用者が主体となって取り組むことが出来る事業運営に努める。
・地域に根付いた障がいのある方の働く場の拠点として利用者の積極的な受け入れを行う。
・新型コロナウィルスの影響により、激減した収入の回復に努め、出来る限り工賃が向上するように運営の改善を行う。
・施設のキャパシティーにより利用者の受け入れが限界に達しているため、施設の移転を目指し、関係各所に情報提供を募り、より一層候補地の選定に努める。
・新型コロナウィルスの感染予防に継続して取り組み、クラスターが発生しない施設運営を行う。

３職員体制

職　種	管理者	サービス管理責任者	職業指導員	生活支援員	目標工賃達成指導員	嘱託医
配置体制	１（兼任）	１（兼任）	３（兼任１）	３（兼任１）	１	１（兼任）

４開所日及び開所時間

月曜日～土曜日　午前９時００分～午後４時００分　臨時営業日を設けることがある。
休所日：日曜日及び祝日、年末年始（12/29～1/3）

５利用対象者

主に知的に障がいがある方

６利用者定員

１４名

７サービス内容

①就労事業の提供
- 【パン工房くーぺによる就労】外部販売、受注納品
- 【喫茶こぱん就労】伏見区総合庁舎内　喫茶「こぱん」での業務
- 【菓子工房プチポッシェ就労】菓子の製造
- 【清掃等受託就労】久我の杜での駐車場、水路清掃、伏見センター清掃、軽作業

②工賃の支給･･･工賃規定に基づき支給する。
③給食の提供
④機能訓練：毎月数回、法人所属の柔道整復師による巡回指導を受け、健康維持や姿勢改善に努める。
⑤土曜（祝日）プログラムの実施

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

（１）大学や専門学校実習生及びボランティアの受け入れ
（２）各課関係機関からの見学や実習の受け入れ
（３）自立支援協議会や社会就労センター等、関係団体への役員派遣
（４）子ども食堂でのお菓子作り教室の開催等

13-1 京都市山科身体障害者福祉会館（身体障害者福祉センターＢ型）

１事業目標

身体障害者福祉法の理念、法人理念に基づき、京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の定めるところに従い、各種事業を実施することによって、地域に在住する身体に障がいのある方の豊かな日常生活の実現、および生活の質の充実を図る。

２令和４年度重点項目

- 利用者との対話を深め、利用者の求めるニーズを把握し、事業に反映させる。
- 会館の事業内容、イベント等について、関係機関への広報依頼、ホームページへの掲載などにより、情報発信のさらなる充実を図る。
- 新型コロナウィルス感染症等の拡大防止対策を徹底し、安心・安全に利用できるためにリスク管理を強化していく。

３職員体制

館長　１名　・支援員　３名・非常勤職員　４名・看護師　１名

４開所日及び開所時間

開館日　：月曜日・水曜日～日曜日・国民の祝日及び休日
開館時間：午後１時～午後９時
休館日　：火曜日ならびに年末年始（12/29～1/3）

５利用対象者

①　身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者
②　身体障害者の福祉に関する事業の関係者
③　その他市長が適当と認める者

６利用者定員

なし

７サービス内容

① 各種相談
② 指導及び啓発
③ 貸室
④ 定期講習会（茶道、書道、華道、水墨画、ソフトエアロ、太極拳、以上６講座を実施）
　＊カラオケ、民謡、歌声、ウクレレは感染予防の観点から、今年度休講
⑤ パソコン講習会　４講座を開講
⑥ 入浴サービス事業
⑦ その他社会福祉の増進に関する事業

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

実習生の受け入れ
ボランティアの受け入れ
フリースペース（月２回）

13-2 京都市山科身体障害者福祉会館（生活介護事業）

１事業目標

身体障害者福祉法と障害者総合支援法の理念に基づき、地域の身体に障がいのある方に通所による日中介護や相談等の個別の支援サービスを提供し、その生活の質の向上を図るとともに、その自立と地域生活の継続を支援する。

２令和４年度重点項目

・新規利用者の積極的な受け入れを行い、定員充足率７０%を達成する。
・６５歳を超えて障害福祉サービスを必要とする方が安心して継続利用できる環境を整える。
・新型コロナ感染症等の予防、対策を徹底する。

３職員体制

	常勤	非常勤
管理者	１名	
サービス管理責任者	１名	
生活支援員	６名	３名
看護師		２名（兼務）
医師		１名（嘱託）

４開所日及び開所時間

開所日　　月曜日、水曜日から土曜日、
開所時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで
※休所日　火曜日・日曜日及び年末年始等(12/29～1/3、５/３～５/５）

５利用対象者

京都市在住の 18 歳以上で、障害者総合支援法による障害支援区分３以上の方。
（５０歳以上の方は区分２以上の方。）

６利用者定員

１日あたり２０名

７サービス内容

身体介助、創作的活動、リハビリテーション、レクリエーション、各種相談、送迎、入浴、給食サービス、その他個別に必要となるプログラム

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

・実習生を計画的に受け入れ、人材の養成と啓発を行う。
・ボランティアを積極的に受け入れ、地域との連携と交流を深める。

14 福祉有償運送「京都ラクシヨーネ」

1 事業目標

障がいのある方や移動・外出に困難を抱える人が、住み慣れた地域において安心して豊かな生活ができるように、質の高い移動支援サービスを提供するとともに、個々の利用者のニーズを柔軟に受け止められるサービス体制を構築する。

2 令和４年度重点項目

① 新規会員も増加し、利用者数、利用件数ともに増加し続けている。会員の移送ニーズを確実に把握し、ミスが発生しないよう確実な予約作業を行う。

② 福祉運送事業者として必要な運転技術、障がいについての知識、介護技術、接遇マナーの向上に努めるとともに、安全運転を徹底し、サービスへの信頼とその充実を図る。

③ 利用する人の立場に立ち、生活上の困りごとや必要なサービスを得られない場面の相談に応じ、移動支援サービスを通じて障がいのある人や移動に支援を必要とする高齢の方が地域で安心して生活していけるよう包括的に支援を行う。

3 職員体制

運行管理責任者：1名（兼務）,運行管理代行責任者：1名（兼務）整備管理責任者：1名（委託）,
運転者（常勤）：16名（兼務）、運転者（非常勤）：8名（兼務・専従）、安全運転管理者：1名（兼務）

4 開所日及び開所時間

開 所 日　年中無休、
開所時間　午前8時30分～午後9時

5 利用対象者

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、および、その他の障がいを有する者、要介護・要支援の認定を受けている者

6 輸送の対価

運送の区域：京都市（出発地または到着地が京都市であること）
料　　金：初乗り　600円／15分まで。以後15分単位ごとに600円。
迎車料（５ｋｍ以上）：350円／５ｋｍ単位
待機料（10分以上）：500円／３０分単位
介助料：600円／３０分単位

7 サービス内容

会員登録：福祉有償運送を利用するには会員登録を行う。
利用予約：利用しようとする者は電話、書面（申込書）、あるいは口頭で、利用日時、出発地、行先、乗車人数等を伝え、申込みを行う。
利　　用：予約日時、場所に車両を配車し、会員を乗せて目的地に向かう。
会員は到着時に所定の料金を支払う。

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

・会員および地域住民からの相談に応じる。
関係機関と連携をとりながらサービスや制度の紹介を行うとともに、即時対応が必要な場合には柔軟に支援を行っていく。
・災害等非常事態が発生した場合、車両を必要な場所に運行し、地域への協力を行う。

15－1 京都市山科障害者授産所（多機能型　生活介護）

1 事業目標

1）利用者一人ひとりの人権を尊重し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援する。

2）日常の関わりの中から、将来像を思い描くことができるように支援する。また利用者自身が自己決定できる機会を提供していく。

3）生産活動を通して売上増を図り工賃額の維持に努める。また、適正な作業工賃を支給する。

4）日中活動において個々の障がい特性や機能に合わせた個別の支援を行う。

5）相談支援事業と連携しながら、将来を見据えた生活全般の相談及び支援を行う。

2 令和４年度重点項目

1）「一人一人が活躍できる仕事を創り出す」

- 得意を生かせる作業を提供する。
- 活気のある職場環境を作る。
- 手づくりの温もりある商品づくりを目指す。

2）「利用者としっかりと向き合い、後悔のない支援を行う」

- なにげない日常の中で笑顔が増える関わりを行う。
- 余暇活動を通して生活の彩を感じ、生きる喜びや生きる力を引き出せる関わりを行う。

3）「地域住民との交流」

- ボランティアや実習生の受け入れなどを積極的に行う。
- 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、催事への参加やワークショップの企画などを行い、地域住民の方と交流を図る。
- SNS を通して情報発信していく。

3 職員体制

職種	所長	サービス管理責任者	生活支援員	看護師	医師	合計
人数	1	1	7	1	1	11
備考	兼務	兼務		兼務	嘱託	

4 開所日及び開所時間

月曜日～金曜日　午前8時 30 分～午後5時 15 分

※休所日・日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）

5 利用対象者

- 障害支援区分３以上の障がいのある方
- 年齢が５０歳以上の場合は、障害支援区分２以上の身体に障がいのある方

6 利用者定員

１０名

7 サービス内容

就労事業：印刷業務、下請け業務（紙加工及び軽作業）、清掃業務、自主製品製作、
生活支援、レクリエーションプログラム、リハビリプログラム

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- 地域に開かれた施設を目指し、地域ボランティア・実習生・見学者の受け入れや近隣の小学校との交流を行い、地域との連携を深める。
- 将来の福祉を担う人材育成のため、積極的に実習生の受け入れを行う。

15-2 京都市山科障害者授産所（多機能型　就労継続支援Ｂ型）

１事業目標

１）利用者一人ひとりの人権を尊重し、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援する。

２）日常の関わりの中から、将来像を思い描くことができるように支援する。また利用者自身が自己決定できる機会を提供していく。

３）生産活動を通して売上増を図り、工賃額の維持に努める。また適正な作業工賃を支給する。

４）企業就労を希望する利用者においては、労働環境を整え障害者職業相談室等と連携を図りながら、企業就労できるように支援する。

５）相談支援事業と連携しながら将来を見据えた生活全般の相談及び支援を行う。

２令和４年度重点項目

１）「一人一人が活躍できる仕事を創り出す」

・得意を生かせる作業を提供する。

・活気のある職場環境を作る。

・手づくりの温もりある商品づくりを目指す。

２）「利用者としっかりと向き合い、後悔のない支援を行う」

・なにげない日常の中で笑顔が増える関わりを行う。

・余暇活動を通して生活の彩を感じ、生きる喜びや生きる力を引き出せる関わりを行う。

３）「地域住民との交流」

・ボランティアや実習生の受け入れなどを積極的に行う。

・新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら、催事への参加やワークショップ企画などを行い、地域住民の方と交流を図る。

・SNS を通して情報発信していく。

３職員体制

職種	所長	サービス管理責任者	生活支援員	職業支援員	目標工賃達成指導員	医師	合計
人数	1	1	1	1	1	1	6
備考	兼務	兼務				嘱託	

４開所日及び開所時間

月曜日～金曜日　午前８時 30 分～午後５時 15 分　※休所日・日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）

５利用対象者

・18 歳以上の障がいのある方

・就労意欲があり、生産活動を通して知識や能力の向上、及び就労支援を希望している方

６利用者定員

１０名

７サービス内容

就労事業：印刷業務、下請け業務（紙加工及び軽作業）、清掃業務、自主製品製作、
生活支援、レクリエーションプログラム、リハビリプログラム

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

・地域に開かれた施設を目指し、地域ボランティア・実習生・見学者の受け入れや近隣の小学校との交流を行い、地域との連携を深める。

・将来の福祉を担う人材育成のため、積極的に実習生の受け入れを行う。

16 京都市山科障害者デイサービスセンター「ぶらんこ」（生活介護事業）

1 事業目標

・一人一人の人格を尊重し、日中活動を通して自己実現を保障する。
・利用者が地域で普通の暮らしをおくることを支援する。

2 令和４年度重点項目

①感染症予防を考慮した安全に楽しんで過ごせるプログラム内容や環境の設定

密にならざるを得ない事業形態の中で、感染症予防対策に合わせた環境設定や個々の健康状態に留意しながら、利用者の方々が安全に楽しく日中生活を過ごせるよう、プログラム内容を工夫しながら、感染症防止に努める。

②人事評価の再開

法人の人事評価再開に向け、導入として当事業所独自の人事評価（目標管理）を行う。職員それぞれが半期の目標を立て、モニタリングや互いの評価について上司と共に共有する場を設ける。

3 職員体制

管理者（兼務）1名、サービス管理責任者1名、生活支援員13名、看護師（兼務）1名、医師（嘱託・兼務）1名

4 開所日及び開所時間

<開所日>月～土曜日、8時30分～17時15分、※休所日　土曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

5 利用対象者

原則として、山科区、伏見区の醍醐地域にお住まいの、障害者手帳を所持する、１８才以上の方で障害程度区分３以上の方（５０才以上の方は障害程度区分２以上）

6 利用者定員

２０名

7 サービス内容

＜主なプログラム内容＞

ワーク、運動、リラックス、　機能訓練、ストレッチ、創作、　音楽、
室内レクリエーション、散髪、その他季節の行事等

＜利用者支援＞

（１）日中介護
（２）コミュニケーションスキルの向上
（３）精神面での安定
（４）送迎サービス
（５）給食サービス
（６）健康管理
（７）家族への支援

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

（１）地域に開かれた施設づくりや、幅広い利用者支援、福祉分野での人材育成のため、積極的に実習生、ボランティアを受け入れる。
受け入れは、個人情報に配慮し利用者及びご家庭の同意の下、適切な情報提供を行う。
（２）地元諸団体と協力・協働する。

17-1 京都市やましな学園（多機能型生活介護事業）

１事業目標

障害者総合支援法の理念に基づき、ご利用者の生活全般にわたるニーズの把握とその実現に努め、ご利用者が現在と共に将来にわたって地域での普通の暮らしを送ることを支援する。

２令和４年度重点項目

新型コロナウイルス感染症対策の見直し、改善を行う。手洗い、消毒、マスクの着用、換気を徹底するとともに、どの活動場面においても、３ 密（密閉・密集・密接）にならないように対策を講じる。また、利用者や家族の新型コロナウイルスに対する不安や疑問を軽減し、安心して過ごせるよう気持ちに寄り添っていく。

（１）利用前、利用中の健康観察を徹底する。

（２）密を避けるため、食事場面や送迎車、作業場面での人数制限を行う。食事は時間と場所を変更する。送迎車については乗員を制限し、ピストン送迎を実施する。作業については、健康観察とマスクの着用状況の確認を行い、取り組む作業の調整や作業場面の変更を行う。

（３）作業に取り組むことを主とし、日中活動プログラムを提供する。個々の活動が充実したものとなるようにプログラムを検討し、実施する。

（４）生産活動では、下請け作業のスキル向上に向けた取り組みを行う。封入作業や折り加工等のスキルアップを目指し、作業の幅を広げる。また工賃を得る喜びにもつなげる。

（５）新たに、就労継続支援Ｂ型を通じて、受注した外部清掃を行う。ゆうちょ銀行 ATM の清掃（月２回の定期清掃、年１回の定期清掃）、プロミスのキャッシングコーナーの管球交換を行う。作業工程や道具の使い方等ご利用者にも分かりやすい形で伝え、安全に取り組む。

（６）野菜販売『朝市』、外部出展、『ぱど』・『府民だより』等のポスティングを通して地域との交流を深めるとともに働くことへの喜びを感じてもらえるように支援する。

（７）PECS 等コミュニケーション支援の手法を取り入れ、自己表出や自己決定に向けた支援を行なう。また、TTAP 等を用い、それぞれの特性やスキルの評価を行ない、本人の理解しやすい方法で活動を設定する。

（８）障害支援区分が重度認定の利用者に対応した重度障害者支援を提供する。

（９）経営基盤安定化とご利用者のニーズに対応するため、引き続き臨時の土曜日の営業を行なう。

（１０）新規利用者の増加、加齢、身体機能低下などに伴うご利用者のニーズ変化、社会情勢の変化に合わせて、適時に活動や環境の変更を行う。

（１１）分室の活用方法の検討を行う。屋上でのプランター栽培や、スヌーズレン、余暇散歩、映画鑑賞などの余暇プログラムの充実を図る。

（１２）新型コロナウイルス感染拡大の影響で、利用率の低下に伴う事業収入の減少が想定されるため、利用率の向上を図るとともに新規の利用者獲得を積極的に行う。利用者の実態に応じた支援を行う中で経営の安定化を図っていく。

（１３）新たな作業（除草作業等）を受託するなど、工賃の維持向上につながる対策を講じる。

３職員体制

管理者（兼務）1名、サービス管理責任者2名、生活支援員１０名、看護師（兼務）1名、医師（嘱託・兼務）1名

４開所日及び開所時間

開所日　：　月～金曜日　午前８：３０～午後５：１５

※休所日・土曜、日曜、祝日、年末年始

※第３土曜日に臨時開所する場合がある。（４月、１１月、３月は除く）

５利用対象者

・主に知的障がい者(18 歳未満の者を除く)

・障害支援区分３(ただし、５０歳以上の者にあっては区分２)以上に該当するもの

６利用者定員

３５名

７サービス内容

＜生産活動＞

社会経済活動への参加の場の提供。生産活動に従事することで充実感・達成感を感じることを目的として以下の活動を行う。

（１）古紙リサイクル事業	京都市廃棄帳票シュレッダー処理
（２）下 請 け	軽作業、ポスティング等
（３）自主製品の製作、販売等	利用者の絵を使用した製品（クリアファイル・しおり）の製作販売
（４）除草作業	年２回、２か所（７～８月、９～１１月　蹴上、吉祥院） 就労継続支援Ｂ型事業と共同で実施

＜日中活動支援＞

（１）必要な介助を適切に提供する。

（２）作業プログラムにとどまらず、ご利用者一人一人の特性に応じたプログラムを提供するように努める。

（３）自己表出や自己決定を支援し、サービス利用主体・自己の人生の主体としての成長を支援する。

（４）栄養摂取・摂食自立支援・栄養管理・楽しみの場・選択の機会等の目的をもって給食提供する。

（５）日常的な健康管理に努める。

（６）ご利用者の生命の安全を守る。交通安全、災害予防、緊急時のスムーズな対応に努める。

（７）支援の質向上のため、ご利用者の特性や能力、好みなどについて評価(アセスメント）であるTTAP(自閉症スペクトラムの移行アセスメントプロフィール)を行う。

＜地域生活支援＞

（１）相談支援

（２）ご利用者の地域での生活を支援する。

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

（１）実習生・ボランティアの受け入れ

（２）地域との連携

（３）地域ニーズの把握と実現に向けて関係機関・施設・団体等とのネットワークを作り人的交流、情報交換をはかる。

17-2 京都市やましな学園（多機能型就労継続支援Ｂ型事業）

１事業目標

障害者総合支援法の理念に基づき、ご利用者の生活全般にわたるニーズの把握とその実現に努め、ご利用者が現在と共に将来にわたって地域での普通の暮らしを送ることを支援する。

２令和4年度重点項目

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染予防を継続しながら、業務を円滑に遂行し経営の安定を図る。

また日々変化する新型コロナウイルス感染症の情報について、正確に理解できるよう利用者に情報提供を行い、それぞれが前向きな気持ちを保ちながら作業に取り組み、活気ある職場を目指す。

（1）利用前、利用中の健康観察を徹底する。

（2）下請け作業：安定した作業量の確保を継続しモチベーション向上につなげる。

（3）厨房作業：作業工程（乾燥機の扱い）の拡大にチャレンジしスキルアップを目指す。

（4）清掃作業：新たにラクト内（ゆうちょATM）の清掃作業を契約した。これまでの経験を活かし正確に作業を実施し、より信頼を得られるよう取り組む。またその他の清掃作業においても、衛生面やマナー面を強化し、安心・安全に業務を遂行する。

（5）朝市（焼き芋）：宣伝力を高め販売促進に取り組む。

（6）就労支援の取り組みとして、スキルアップ研修やほっとはあと実習の情報提供を継続する

（7）新型コロナウイルス感染症の感染予防として、手洗い、消毒、マスクの着用、換気を徹底し、どの作業場面においても、３密（密閉・密集・密接）にならないように対策を講じる。また、新型コロナウイルスに対する不安や疑問を軽減し、安心して過ごせるよう気持ちに寄り添っていく。

（8）経営基盤安定化と利用者ニーズに対応するため、月1回の臨時出張販売所を継続し、より充実した活動が行えるよう努める。

（9）新たな作業（除草作業等）を受託するなど、工賃の維持向上につながる対策を講じる令和3年度の大幅な報酬改定があったが、令和4年度も工賃向上につながる新たな就労作業（除草作業等）を受託するなど、事業収入の減収を防ぐ対策を講じる。

３職員体制

管理者（兼務）1名、サービス管理責任者2名、職業指導員6名、生活支援員1名、目標工賃達成指導員1名、
医師（嘱託・兼務）1名

４開所日及び開所時間

開所日　：　月～金曜日　午前８：３０～午後５：１５

※休所日・土曜、日曜、祝日、年末年始

※第３土曜日に臨時開所する場合がある。（4月、１１月、3月は除く）

５利用対象者

主に知的障がい者（18 歳未満の者を除く）

６利用者定員

２０名

７サービス内容

<就労支援>

（1）心身共に安心して継続的に働くことのできる生産活動の場を提供する。

（2）作業を通じて、生きがいや働く喜び、存在意義等を実感できるよう支援する。

（3）労働に関する意欲、体力、技術およびマナーの育成を目的として、基本給のほかに各種手当の実施をする。
（皆勤手当、各種作業従事手当）

（4）利用者が主体となって作業を進行し、各自の強みを充分に発揮しながら、仲間同士で協力して取り組める環境を提供する。

（5）就労に向けた取り組み

＊本人の思いと特性を把握し、家族と充分に連携を取りながら、無理のない就労支援を実施する。

＊就労に関しての研修等の情報提供を行い、参加を希望する利用者には職員が同行し「働く」ことの意識付けや社会的マナーなどの学習の場を提供する。

＊施設外就労の実施

＊就労準備の整ったご利用者には、関係機関と連携をとりながら実習の機会を設け、就労に向けて取り組みを行う。

＜日中活動支援＞

（1）自己表出や自己決定を支援し、自分らしい人生が築いていけるよう支援する。

（2）栄養管理・楽しみの場・選択の機会等の目的をもって給食提供する。

（3）日常的な健康管理をご利用者自身が意識して取り組めるよう促していく。

（4）ご利用者の生命の安全を守る。交通安全、災害予防、緊急時のスムーズな対応に努める。

（5）ご利用者同士が助け合い、思いやりをもった関わりができるような働きかけを積極的に行う。

（6）休憩時間については、作業とのメリハリをつけ、気持ちがリラックスできる環境を整える。

＜地域生活支援＞

（1）相談支援

（2）ご利用者の地域での生活を支援する。

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

（1）実習生・ボランティアの受け入れ

（2）地域との連携

（3）地域ニーズの把握と実現に向けて関係機関・施設・団体等とのネットワークを作り人的交流、情報交換をはかる。

18-1 京都市だいご学園（多機能型就労継続支援Ｂ型事業）

１事業目標

社会福祉法人京都障害者福祉センター（以下「法人」という。）が管理運営する京都市だいご学園（以下「事業所」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく多機能型就労継続支援B型に係る障害福祉サービス（以下「就労継続支援B型事業」という。）を提供し、利用者に対し、就労促進その他自立支援のために必要な事業を行い、社会的な自立を図ることを目的とする。

２令和４年度重点項目

今年度も新型コロナウィルスの感染状況が収束していないことを想定し、従前の卸販売、直販販売を強化すると共に、自社サイト内に通販サイトを立ち上げ、通販部門（注文販売の拡充を含む）の本格稼働に向けて取り組んでいく。

３職員体制

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
職業指導員	５	１	２		２	２．６	
生活支援員	７	１	１		５	２．９	
目標工賃達成指導員	１	１					
管理者	１				１		
サービス管理責任者	１		１				
嘱託医	１				１		
合計	１６	３	４		９	５．５	

４開所日及び開所時間

月曜日から金曜日まで　８時30分から１７時１５分まで　※土日祝日及び年末年始は休所

５利用対象者

〇知的障がい者　〇発達障がい者　〇精神障がい者（いずれも１８歳未満の者を除く）

６利用者定員

３４名

７サービス内容

就労事業　（１）製菓・製パン事業（ドーナツ、焼き菓子、パンの製造・加工・販売等）
（２）受託事業（お菓子・ネジ・スポンジ等の封入等）
（３）施設外就労（配膳・下膳、清掃請負業務）
（４）館内清掃業務
（５）ふらっと一店舗・喫茶事業

利用者支援　（１）日中活動支援（２）地域生活支援（３）就労支援
（４）ワークプログラム（わーくだいご）の実施（５）食事提供サービス

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

〇ボランティア、大学・専門学校社会福祉士養成課程等の実習生の受入
〇地域の催事等へ積極的に出店し、地域住民との交流を図る
〇自治会の役員、学校長等との懇談の実施（年に２回程度）
〇だいごdeドーナツカフェに連動した取り組み、フェアなど（毎月第一水曜日）

18-2 京都市だいご学園（多機能型就労移行支援事業）

１事業目標

社会福祉法人京都障害者福祉センター（以下「法人」という。）が管理運営する京都市だいご学園（以下「事業所」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく多機能型就労移行支援に係る障害福祉サービス（以下「就労移行支援事業」という）を提供し、利用者に対し、就労促進その他自立支援のために必要な事業を行い社会的な自立を図ることを目的とする。

２令和４年度重点項目

就労移行支援を担う職員のスキルアップを図り、利用者の強味を活かした仕事や出来る仕事、 希望する仕事などを見極め、他機関と連携しながら、積極的な就労支援を行っていく。また、利用者確保と通所率、高い就労移行率の維持にも努め、運営面でも安定を図る。

３職員体制

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
就労支援員	１	１				１．０	
職業指導員	５	１	２		２	２．６	
生活支援員	３		１		２	０．８	
管理者	１				１		
サービス管理責任者	１		１				
嘱託医	１				１		
合計	１２	２	４		６	４．４	

４開所日及び開所時間

月曜日から金曜日まで　８時 30 分から１７時 15 分まで　※土日祝日及び年末年始は休所

５利用対象者

〇知的障がい者　〇発達障がい者　〇精神障がい者（いずれも１８歳未満の者を除く）

６利用者定員

６名

７サービス内容

（１）就労支援　利用者と家族のニーズに応じた個別支援計画を立案し、持続可能な職業生活を実現するためのサービス提供を行う。
（２）職業生活スキルの向上を目的とした就労プログラムの実施
（３）日中支援
（４）地域生活支援
（５）ワークプログラム（わーくだいご）の実施
（６）食事提供サービス

8.実習生及びボランティア受入、地域公益活動

〇ボランティアや大学・専門学校社会福祉士養成課程等の実習生の受入
〇地域の催事等へ積極的に出店し、地域住民との交流を図る
〇自治会の役員、近隣施設、学校関係者等との懇談の実施（年に２回程度）
〇小学生社会体験学習（見学、インタビュー、作業体験）の受入（不定期）

19 京都東野デイサービスセンター「デイスポット楽」（生活介護事業）

1　事業目標

身体障害者福祉法と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念に基づき、地域に在住する身体に障がいのある方に対して、通所による日中介護や、必要に応じた相談、個別の支援サービス等を提供することにより、その自立と地域生活の継続を支持し、その生活の質の充実・向上をはかる。

2　令和３年度重点項目

① 新規利用者の受け入れ

- 令和４年４月に新規利用者３名が加わり、定員を超える曜日もあるが、介護保険への移行者や入所施設希望者もあり、引き続き新規利用者の受け入れを継続定期に検討していく。

② 実習生、ボランティアの受け入れ

- 介護等体験、社会福祉援助技術現場実習による実習生、ボランティアの希望者の受け入れを継続的に行い、施設の活性化と育成、啓発活動を行っていく。

③ 災害への対策。

- 洪水や地震等に対する防災訓練の方法を検討し実施していく。また、年２回行っている避難訓練も様々な場面を想定し実施回数を増やす。
- 災害時における事業継続計画（ＢＣＰ）の作成を行う。

④ 研修の充実

- 研修情報を把握し、研修担当者から職員個々にあった研修への参加を促す。年度内、一人２回以上は外部研修に参加し、職員の資質向上を図る。
- 利用者の障がい特性に合った支援方法や知識を習得する。特に利用の多い重度身体障がい者に加え、知的障がい者や自閉症に関する援助技術の向上を図る。

⑤ 新型コロナウイルス感染症への対応強化

- コロナウイルス感染防止のための対策、環境整備を引き続き行う。
- コロナウイルス感染症発生時における事業継続計画（ＢＣＰ）の内容を精査し、実効性のあるものに見直す。

3　職員体制

	常勤	非常勤
管理者	１名	
サービス管理責任者	１名	
生活支援員	７名	６名
看護師	１名	１名
医師		１名（嘱託）

4　開所日及び開所時間

月曜日から土曜日まで　午前９時４０分～午後３時４５分　※日祝日及び年末年始は休所

5　利用対象者

京都市内在住の 18 歳以上で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律による区分認定が区分３以上（50 歳以上の方は区分２以上）の方。

6　利用者定員

２０名

7　サービス内容

（1）身体介助、（2）創作的活動（作業、自主創作活動）、（3）リハビリテーション・リラクゼーション、（4）社会生活のための支援、（5）レクリエーション活動、（6）その他個人の支援のために必要なプログラム、（7）各種相談、（8）送迎サービス、（9）入浴サービス、（10）給食サービス

8.　実習生及びボランティア受入、地域公益活動

- 実習生受入（介護等体験や、社会福祉援助技術現場実習による実習生受け入れ、養成）
- ボランティアを積極的に受け入れることで、地域の人や学生とともに活動する機会を増やす
- 地域交流として、地域住民の協力のもと避難訓練を実施。また、地域の児童館の発表の場として地域交流スペースを提供し、交流を行う。

20 生活サポートセンター「ほっと」

（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業、地域生活支援事業「移動支援事業」）

１事業目標

障がいのある方とその家族が、住み慣れた地域において安心して豊かな生活ができるように、質の高いサービスを提供するとともに、個々の利用者のニーズを柔軟に受け止められるサービス体制の構築を図り、より安定継続した地域生活支援を事業目標とする。

２令和４年度重点項目

① 令和４年２月現在、利用時間数の多い利用者の施設への入所が予定されており、決定すれば派遣が大幅に減少することになる。今後、既に契約している利用者に対しての追加の支援の提案や新規の利用者の受け入れについても積極的に行う。それにより、収入減を防ぐとともに、ヘルパーの派遣時間数を極力減らすことがないように調整していく。

② 急な支援の変更、追加の派遣など、ヘルパーの身体的、精神的な負担の軽減を図るため、効率的な支援の方法などの検討を行うとともに、継続して人員確保に努め、安定した状態での利用者支援を行えるようにする。

③ 職員やヘルパー全体のスキルアップを図るため、各種研修や勉強会への参加、内部研修等を実施。様々な利用者の障がい特性に応じた支援が安定して提供できるようにするとともに、安心してサービスを利用してもらえるようにする。

④ 共生型サービス事業所の認可に向け、情報、資料を収集しつつ課題を整理し、６５歳以上の利用者へのサービス継続のため、事業所申請を進める。

⑤ 感染症対応についての情報を随時、利用者や支援者に伝えることで、感染症予防の一助とする。また新型コロナウイルス感染症に関する対応を適宜確認し、安心してサービスの提供ができるようにする。

３職員体制（令和４年２月現在）

管理者（兼務）１名、サービス提供責任者３名、常勤ヘルパー２名、登録ヘルパー３２名

４開所日及び開所時間

月曜日～日曜日。ただし国民の祝日及び 12/29～1/3 を除く

・居宅介護事業等　　午前７時から午後１０時まで

・地域生活支援事業　午前７時から午後１０時まで　＊サービス提供時間は最長７時間まで

５利用対象者

在宅の身体障がい者、知的障がい者及び障がい児の方で、サービスの支給決定及び、受給者証を交付されている方

６利用者定員　なし

７サービス内容

①居宅介護等

・居宅介護（身体介護、家事援助、通院介助）

・重度訪問介護（重度肢体不自由者、重度の知的障がいがあり、常に介護が必要な方に、居宅介護・見守りの支援・外出時の移動の介護等を総合的に行う。）

・同行援護（重度の視覚障がい者のため移動に著しい困難がある方の外出時の移動の介護等）

・行動援護（知的障がいのため行動に著しい困難がある方の外出時の移動の介護等）

②地域生活支援事業

・移動支援事業（外出の際に円滑に外出できるようにガイドヘルパーが移動支援）

③レスパイトサービス（登録利用者限定で制度の枠外で、緊急性の高いニーズに柔軟な対応を行う）

21 共同ホーム「あんど」（短期入所事業 空床利用型）

１事業目標

障がいのある方とその家族が、住み慣れた地域において安心して豊かな生活ができるように、質の高いサービスを提供するとともに、個々の利用者のニーズを柔軟に受け止められるサービス体制の構築を図り、より安定継続した地域生活支援を事業目標とする。

２令和４年度重点項目

① 受け入れ時の事務手続きや、チェック項目、注意事項など手順に沿ってマニュアルを作成し、各世話人が受け入れ手続きを、同一の方法で遺漏なく行えるようにする。
② 利用者の日常の様子を、家族や日中施設等へ聞き取り、アセスメントを作成。支援内容や方法を明確にし、ニーズに合わせてマニュアルを作成。随時更新することで安定したサービスを提供するとともに、各世話人・支援員が同一の支援を行う事で安心して利用してもらえるようにする。
③ 世話人、支援員へコミュニケーションを密に取り、相談をしやすい関係性を構築。不安感を軽減し、環境に配慮することで、人材確保と定着を図る。
④ 世話人、支援員の『ほっと』ヘルパー研修や会議などへの参加促進を行い、支援方法や情報の共有を行う事で、資質向上を図る。

３職員体制

職　　種	非常勤
１．管理者（兼務）	１人
２．サービス管理責任者（兼務）	１人
３．世話人と生活支援員、夜間支援従事者（兼務）	１３人

４開所日及び開所時間

月曜日～日曜日　365 日
時間…16:00～翌 9:30（日中施設が翌日休所の場合は、翌 10:00 まで）（日曜日のみ）10:00～翌 9:30

５利用対象者

当法人の生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・身体障がい者の方であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の支援を必要とする方。

６利用者定員

定　　員：原則２名（男性１名、女性１名）
利用者数：空床状況により、利用されていない居室の全部又は一部を短期入所の居室とするため変動する。

７利用料

（１）運営規定に定められた利用者負担額に応じたサービス利用料。

８サービス内容

① 食事の提供
② 入浴、排泄又は食事等の介助
③ 日中活動先その他関係機関等との連絡・連携
④ 健康管理
⑤ 緊急時の対応
⑥ 送迎サービス

21 共同ホーム「あんど」（共同生活援助（介護サービス包括型））

１事業目標

障がいのある方とその家族が、住み慣れた地域において安心して豊かな生活ができるように、質の高いサービスを提供するとともに、個々の利用者のニーズを柔軟に受け止められるサービス体制の構築を図り、より安定継続した地域生活支援を事業目標とする。

２令和４年度重点項目

① 入居者の思いに真摯に向き合い、ご家族のニーズにも適切な対応が出来るよう努める。
② 利用者が健康的な生活ができるように日々の生活を見守り、個別支援計画に基づき利用者と共に課題に取り組んでいく。
③ 入居者の障害特性や身体状況、生活状況に合わせて、身体機能維持・体力低下防止・肥満予防など、身体の状況を良好に保つため、食事の内容や、適度な運動などを行う。また体調や精神面の変化など、入居者の状態に留意し、不調が感じられた際は早期に対応できるようにするため、各関係者間で連携し、心身ともに健康に過ごすことができるよう、サービスを提供する。
④ 世話人・ヘルパーから、職員に気軽に相談・意見・提案しやすい環境、関係性を作り、それぞれの思いをくみ取り、負担に感じることを軽減できるようにする。また各種研修や、会議などを定期的に行い、支援方法や情報共有することで、職員・世話人・ヘルパーの資質向上を図り、人材の確保、定着を目指し、入居者により良い支援を提供できる環境を目指す。
⑤ 感染予防マニュアルや感染症発生時の対応に沿って、平常時から対策を実施すると共に、感染症発生時には感染の拡大防止の為、迅速に適切な対応を図る。

３職員体制

職　　種	非常勤
１．管理者（兼務）	１人
２．サービス管理責任者（兼務）	１人
３．世話人と生活支援員、夜間支援従事者（兼務）	１３人

４開所日及び開所時間

月曜日～日曜日　365 日
時間…16:00～翌 9:30（日中施設が翌日休所の場合は、翌 10:00 まで）（日曜日のみ）10:00～翌 9:30

５利用対象者

当法人の生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・身体障がい者の方であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の支援を必要とする方。

６利用者定員

１０名（男性５名、女性５名、（短期入所、空床利用型の原則２名を含む））

７サービス内容

① 個別支援計画の作成
② 利用者に対する相談
③ 食事の提供
④ 健康管理・金銭管理の援助
⑤ 余暇活動の支援
⑥ 日中活動先その他関係機関等との連絡・調整
⑦ 財産管理等の日常生活に必要な援助
⑧ 入浴、排泄又は食事等の介助
⑨ 緊急時の対応

８地域公益活動

近隣の方たちとの日常的な挨拶はもとより、京都東野障害者福祉センターの地域交流スペースの活用などを通して地域の方たちとの交流を深める。

利用者や職員と共に活動の一つとして、定期的に施設周囲の掃除など環境整備を行い、施設の周辺を地域の方にも気持ちよく過ごしてもらえる場所にする。

22 放課後等デイサービス「すてーじ」（放課後等デイサービス事業）

１事業目標

利用者の人権を尊重し、「児童福祉法」（以下「法」という。）の理念に基づいて、学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための支援等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等に充実して過ごせる場とする。

２令和４年度重点項目

① 利用者一人ひとりの障がい特性や多様なニーズに合わせた、プログラム内容の充実を図る。
② 職員の知識や専門性を生かし、障がい児の成長にとって良い刺激となるよう、多角的なアプローチを行う。
③ 医療的ケアが必要な利用者を受け入れていくために、指導看護師の指導の下、喀痰吸引等研修（３号研修）の実地研修を実施し、多くの職員が適切な医療的ケアが行えるようにする。
④ ホームページやSNSを活用して積極的に情報を発信する。
⑤ ＷＥＢ研修を含めた外部研修機会の確保と伝達研修を行い、職員全体の資質向上に努める。
⑥ 新型コロナウイルス感染症への対応強化のため、日常的な衛生管理を見直すと共に、感染症発生時における事業継続計画（ＢＣＰ）を元に対応の質を高める。
⑦ 重度障がい児を受け入れていくために、送迎車両を運転できるスタッフの確保と育成を行う。

３職員体制

職　　種	常　　勤	非常勤	常勤換算
1.管理者	１名（兼務）		０．２名
2.児童発達支援管理責任者	１名（専従）		１．０名
3.保育士	１名（専従）		１．０名
4.児童指導員	２名（専従）	４名	３．２名
5.看護師	１名（専従）	３名（専従2,兼務1）	２．１名

４開所日及び開所時間

月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始除く）
開所時間　平日 14:00 から 17:00 とする。土曜日など学校休業日　11:00 から 17:00 とする。

５利用対象者

学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい及び難病等対象者（発達障害児を含む））のある児童

６利用者定員

１日あたり　１０名

７サービス内容

① 放課後等デイサービス計画の作成
② 日常生活訓練……日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等
③ 創作的活動……絵画、工作等
④ 相談……医療、福祉、生活の相談等
⑤ 介護方法の指導……保護者等に対する介護技術指導等
⑥ 健康指導……健康チェック、健康相談
⑦ 送迎サービス……利用者自宅と事業所との間、又は学校と事業所との間の送迎を行う。

８実習生及びボランティア受入、地域公益活動

＊実習生や見学者を積極的に受け入れる。
＊ボランティアを積極的に受入れ、福祉分野での人材育成の場としても活用していく。